

菊川市交流促進事業「茶畑の中心で愛を叫ぶ」実施業務委託団体選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、菊川市交流促進事業「茶畑の中心で愛を叫ぶ」実施業務（以下「本業務」という。）委託団体の選定方法等について、必要な事項を定める。

1. 本業務の目的

菊川市魅力発信事業の一環として市内外から人を呼び込み、「菊川市」及び「深蒸し菊川茶」の知名度向上と交流・関係人口の拡大を図るため、茶産地・菊川ならではの魅力である広大な茶畑を舞台とした交流促進事業を実施する。また、事業の実施にあたっては、単なる文化紹介イベントに留まらず、継続的な関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

2. 本業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度 菊川市交流促進事業「茶畑の中心で愛を叫ぶ」
実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度 菊川市交流促進事業「茶畑の中心で愛を
叫ぶ」実施業務委託設計書及び仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年3月18日から令和8年6月30日まで

3. 条件

本業務を受託しようとするものは、別添募集要項に記載された応募書類を期限までに提出し、審査を受けるものとする。

4. 日程

- | | |
|-------------|-------------|
| 令和8年2月9日（月） | 応募受付開始 |
| 〃 2月16日（月） | 質問提出期限 |
| 〃 2月24日（火） | 質問に対する回答期限 |
| 〃 3月6日（金） | 応募受付期限 |
| 〃 3月9～12日 | 審査期間 |
| 〃 3月13日（金） | 審査結果通知（発送日） |
| 〃 3月18日（水） | 契約・業務開始 |

5. 応募資格

本業務の応募資格は、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 静岡県中東遠地域（菊川市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、森町）
に登記上の住所がある法人格を持つ団体であること。
- (2) 本業務を実施することが、法人の定款において可能であること。

(3) 宣誓書に記載する欠格事項に該当しないこと。

6. 選定の概要

(1) 審査員

審査は、菊川市交流促進事業「茶畠の中心で愛を叫ぶ」業務委託団体選定委員会規程に基づき設置する菊川市交流促進事業「茶畠の中心で愛を叫ぶ」業務委託団体選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(2) 審査方法

ア 委員会は、応募者から提出された書類の内容により審査を行い、委員ごとの合計点数により団体の順位を付け、最も多くの委員から第1位の順位を獲得し、かつ委員全員の評価点数が6割以上となった応募者を受託候補者とする。

イ アにより、最も多くの委員から第1位の順位を獲得した応募者が複数あった場合は、各委員の評価点数を合計し、合計点数が最も高い応募者を受託候補者とする。また、合計点数が最も高い応募者についても複数となつた場合は、選定委員会での協議により受託候補者を決定する。

ウ 応募者が1者の場合でも審査を行い、委員全員の評価点数が6割以上となった場合に受託候補者とする。

(3) 評価項目

評価項目は、別表のとおりとする。

(4) 協議

市は、委員会の審査により決定した受託候補者と契約に向けて必要な協議を行い、速やかに契約書を締結するものとする。

7. 選定結果の通知

選定結果は、審査を行った全ての応募者に文書にて通知する。

8. その他

(1) 応募書類の作成等、応募に際し、必要な経費は応募者の負担とする。

(2) 参加申込書の提出期限以降の参加申込みは認めない。

(3) 提出された応募書類は、返却しないものとする。

(4) 提出された書類は、菊川市情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

9. 連絡先

菊川市役所 総務部 市長公室 営業戦略係 担当：岡田

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61番地

TEL：0537-35-0924 FAX：0537-35-2117

E-Mail：s-koushitsu@city.kikugawa.shizuoka.jp